

第4編

津波災害対策編

第1章 津波の想定と震災対策

第1節 震災対策の基本的考え方（地震災害対策編）

第2節 宮崎県を取り巻く地震環境（地震災害対策編）

第3節 宮崎県における津波被害

日本でも有数の津波の常襲地帯と言われている四国太平洋岸付近に隣接する九州宮崎県沿岸は、過去に大小数多くの津波に襲われ、被害を被ってきた。

宮崎県沿岸に津波被害をもたらすような地震の発生する地域は、大きく3つが考えられる。

1つ目は、宮崎県沿岸の前面、日向灘沖で起こる地震、二つ目は、紀伊半島沖から四国沖にかけの海域（南海）で起きる地震、三つ目は、紀伊半島沖から遠州灘における海域（東南海）で起きる地震である。このうち、紀伊半島沖から四国沖で発生する地震は、規模が大きく本県と距離も近いために、他の地震に比べると、津波の高さが高く、被害も大きくなる傾向となる。さらには、Mw9.1の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」以降、駿河湾から日向灘沖にかけての南海トラフプレート境界沿いの地震が想定され、科学的に想定される最大クラスの地震（南海トラフ巨大地震）が発生すると津波の高さはこれまでで最大となり、想定されている被害も甚大になると想定されている。

宮崎県に人命の損失を含む大被害を与えた津波は、寛文2年(1662年)日向灘沖（外所地震）、宝永4年(1707年)遠州灘沖合から四国沖（宝永地震）、明和6年(1769年)日向灘沖（明和地震）、安政元年(1854年)の安政東海、安政南海地震、昭和19年(1944)の昭和東南海地震、昭和21年(1946)の昭和南海地震によるものである。また、海外の地震によって被害が生じたものもあり、昭和35年(1960年)チリ地震による津波被害が生じた。

宮崎県に被害又は影響をもたらした主な地震と津波を以下に示した。

表1-1 宮崎県に被害又は影響をもたらした主な地震と津波

| 発生日 (西暦) (和暦) | 地域(名称) | M (マグニチュード) | 県内の主な被害(カッコは全国での被害) |
|----------------------|-----------------|----------------|--|
| 1662.10.31 (寛文2) | 日向・大隅 (寛文地震) | 7.6 | 日向灘沿岸に被害。家屋の損害多く、死者あり。 |
| 1707.10.28 (宝永4) | (宝永地震) | 8.6 | (死者20,000人、家屋全壊60,000棟、同流失20,000棟) |
| 1769.8.29 (明和6) | 日向・豊後・肥後 | 7.3/4 | 延岡城で破損大。家屋全壊多数。津波あり。 |
| 1854.12.23 (安政1) | (安政東海地震) | 8.4 | (安政東海地震による津波は房総半島から高知、九州の太平洋沿岸まで及んだ。特に被害の大きかった地域は、下田・遠州灘・伊勢志摩・熊野灘沿岸である。) |
| 1854.12.24 (安政1) | (安政南海地震) | 8.4 | (安政東海地震の32時間後に発生。二つの地震の被害や、津波被害と区別困難) |
| 1944.12.7 (昭和19) | (昭和東南海地震) | 7.9 | (津波が発生し、中部地方、近畿地方の太平洋沿岸で被害が発生。) |
| 1846.12.21 (昭和21) | 昭和南海地震 | 8.0 | 2m近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋の被害あり。 |
| 1960.5.23 (昭和35年) | チリ地震 | 9.5 | 南米のチリ沖を震源とする地震。最大2m前後の津波が来襲し被害が発生した。 |

* 出展：地震調査研究推進本部：都道府県ごとの地震活動（九州・沖縄地方の地震活動の特徴）

これらの地震津波による津波被害は古文書等により、おおよそ伺い知ることができる。以下にこれらの地震津波による被害をまとめる。

寛文地震 1662年10月31日（寛文2年9月20日）

この地震が発生したのは、寛文2年9月19日午前0時頃であった。日向沿岸一帯に大きな被害を与えたが、最大の惨状を呈したのは、青島付近で、殿所村は海中に陥没した。

「一宮巡詣記」には、「熊野原を行き過、たさしと言う所を通りけるに、入海広く見えたり。近き頃までは「とんところ」と云村ありしかとも、大地震に津波来りて、今は入り江になりたりと聞て、」とあり、「延陵世鑑」には「なかにも、宮崎・那珂の両郡甚しく、山崩れ、谷埋れ民屋の破損は数を知らず。海辺の田畑、海となる事凡そ七、八千石に余れり。常に潮の満に、岩の頭をひたす所、地震後は、岩頭三、四尺海底になり、是を以て見れば、地の陥る事、三、四尺余なるべし。前代未聞の大地震なり。」と記されている。また「日向纂記」では「那珂郡の内、下加江田・本郷所々の地陥つて海となること周囲七里三十五町、田畑八千五百石余に及び、米粟二千三百五十石余流失あり、潰家千二百十三戸の内、陥つて海に入るもの二百四十六戸、其人員二千三百九十八戸の内、溺死十五人、牛馬五頭に及へり。飢肥城にも石垣九ヶ所百九十二間破壊し、・・・」と記されている。

宮崎地方では、大淀河口北岸へ下別府が陥没したため、その地の住民は全部西方別府に避難移住して上野町と称し宮崎市開発の基を成したとされている。

宝永地震 1707年10月28日（宝永4年10月4日）

地震が発生したのは、宝永4年10月4日12時頃であった。

我が国最大級の地震の1つで、家屋倒潰地域は駿河湾中央部・甲斐西部・信濃・東海道・美濃・紀伊・近江・畿内・播磨・大聖寺・富山・出雲・三原・筑後にまで及んだ。

津波の被害は、伊豆半島から九州までの太平洋沿岸及び大阪湾・播磨・伊予・防長を襲い、八丈島をも襲った。

明和地震 1769年8月29日（明和6年7月28日）

地震が発生したのは、明和6年7月28日であった。

地震、津波による被害は、日向灘沿岸各地で起こり、大分城の門、櫓、石垣等が破損、寺社、町屋も大きな被害を受けた。また、高鍋城破損、延岡城石垣破損、築地城の塀破損等の被害を出した。また、薩摩で津波の被害を受けた。

安政東海・南海地震 1854年12月23、24日（安政元年11月4、5日）

この地震は安政東海地震によるものが安政元年11月4日9時頃、安政南海地震によるものが安政元年11月5日16時頃であった。地震津波被害は、安政東海地震が起こって、わずか32時間後に安政南海地震が起こっており、震災や津波の様子を、古文書から2つに区別することが難しい。

安政東海地震による津波の被害は房総半島から高知、九州の太平洋沿岸まで及んだ。特に被害の大きかった地域は、下田・遠州灘・伊勢志摩・熊野灘沿岸である。

安政南海地震による津波の被害は中部から九州に及ぶ。

チリ地震 1960年5月24日

この地震は南米チリ沖を震源とする地震で、最大2m前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶被害などの被害が生じた。

第4節 想定地震と被害想定（地震災害対策編）

第5節 減災に向けた大規模地震等減災計画の策定（地震災害対策編）

第2章 津波災害予防計画

第1節 津波に強い県土づくり、まちづくり

第1款 都市防災構造の強化

地震災害対策編第2章第1節第1款によるほか、以下のとおりとする。

第1項 基本方針

今後、津波防護施設の整備や住民避難などハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による推進を規定した「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」等を活用しながら、将来にわたって安心して暮らすことのできる津波災害に強い地域づくりについて、住民の社会的合意等市町村との連携を図りながら、長期的課題として検討する。

第2項 対策

1 防災都市づくり計画の策定

津波被害を受ける可能性のある地域について、津波防災性の高い交通基盤施設や避難路、避難場所、防災拠点及び情報基盤の整備等により津波災害に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

【市町村】

市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。また、被災後に早期かつ的確に復旧が進むようまちづくりの復興事前準備の取組に向け関係者との合意形成に向けた話し合いに努めるものとする。

第2款 海岸・河川の整備と管理

第1項 基本方針

津波被害を受ける可能性のある地域について、海岸線の状況及び沿岸部の土地利用状況等を考慮して、防潮堤防・防潮護岸等の海岸保全施設の整備をはじめ、海難船舶、漂流物による航行船舶の二次災害の防止などを推進するとともに、あらかじめ震災に備えた点検要領を定めておくものとする。

施設の整備については、発生頻度の高い津波（レベル1の津波）を想定して設計対象とするが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2の津波）に対しても施設の効果が粘り強く発揮できるようにする。

また、水門、陸閘等の施設は、県と市町村、並びに操作・点検等を受託した団体等が連携してそれぞれの役割に応じて維持管理を行い、有事の際には操作者の安全確保が図られた上で適切な措置（水門等開閉操作等）が講じられるようあらかじめ体制を整えておくものとする。さらに、常時閉鎖化や統廃合の措置を講じた上で、廃止できない水門・陸閘等の自動閉塞化・遠隔操作化等を促進する。

第2項 対策

1 海岸、河川施設

(1) 海岸

- ア 各海岸で想定される津波高の把握及び住民への情報提供
- イ 土地利用上の重要箇所の把握並びに重要度に応じた対策
- ウ 海岸施設に対する定期的な点検及び補強対策
- エ 設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような整備の推進
- オ 海難船舶、漂流物による航行船舶等の二次災害の防止
- カ 油類等危険物の流出防止対策の徹底

(2) 河川

- ア 河口部で津波の遡上が想定される箇所の把握及び住民への情報提供
- イ 地形地質上の弱堤箇所及び土地利用上の重要箇所の把握並びに重要度に応じた対策
- ウ 二次災害防止の観点からの低標高部分の内水・排水対策
- エ 主要河川構造物に対する点検要領と補強対策及び応急復旧要領の策定

第3款 道路等交通関係施設の整備と管理

道路等交通関係施設の整備と管理については、地震災害対策編第3章第2節第1款によるほか、以下のとおりとする。

1 港湾、漁港施設

(1) 港湾

- ア 想定される津波高さの把握及び港湾利用者等への情報提供
- イ 防波堤の「粘り強い構造」への改良の推進
- ウ 港湾施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- エ 貯蔵危険物の流出防止対策など危険物取扱施設の安全確保
- オ 港湾区域における非常時航路の確保及び沈船、漂着物等の除去対策
- カ 緊急輸送路の確保と利用可能施設による災害支援体制の確立

(2) 漁港

- ア 想定される津波高さの把握及び漁港利用者等への情報提供
- イ 防波堤の「粘り強い構造」への改良の推進
- ウ 漁港施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- エ 油類等危険物の流出防止対策
- オ 沈船、漂流物等の除去対策
- カ 主要漁港における緊急輸送路の確保と災害復旧・復興支援体制の確立

第4款 ライフライン施設の機能確保（共通対策編・地震災害対策編）

第5款 危険物等施設の安全確保（地震災害対策編）

第6款 海上災害の予防対策の推進（地震災害対策編）

第7款 防災基盤・施設等の緊急整備（地震災害対策編）

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

共通対策編第2章第2節第1款及び地震災害対策編第2章第2節第1款によるほか、以下のとおりとする。

1 津波監視体制の整備

【市町村】

沿岸市町は、震度4以上の地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等放送機関を通じ発表される津波に関する情報を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜にある者、海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図るものとする。また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行うものとする。また、監視カメラ等からの映像により津波監視を行うものとする。

この場合において、次の事項について津波監視体制の整備を図り、市町村地域防災計画に監視場所、監視者、監視情報の伝達方法をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(1) 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の船舶等にあつては、異常な海象等を発見した場合には速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

(2) 陸上や上空からの監視

【県、市町村】

ア 陸上からの目視による監視

陸上から津波を監視する場合は、過去の津波記録等を勘案し、監視者の安全性が確保できる高台かつ津波の早期発見に適した場所に監視場所を設定するものとし、海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

イ 監視カメラによる監視

県が配信する国、県、民間が設置する監視カメラ映像及び防災救急ヘリコプターや県警察本部ヘリからの映像伝送（いずれも昼間のみ）により津波の状況を監視するものとする。

2 津波に関する情報の迅速な伝達体制の整備

津波に関する情報をより早く伝達して、素早く待避・避難できる体制を準備することが人的被害を防ぐ上で特に重要であり、沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等に対する伝達体制を整えておくものとする。

(1) 津波に関する情報の伝達の迅速化・確実化

【市町、海岸管理者、港湾管理者】

沿岸市町は、住民等に対し、津波に関する情報の伝達手段として、同報無線の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、サイレン、半鐘等多様な手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の周知をしておくものとする。

また、気象庁からの地震・津波情報の迅速かつ確実な受信のため、防災情報処理システムの適正な管理に努めるとともに、防災情報処理システムと市町村同報無線の自動接続設備の整備を図るものとする。

さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

【県・宮崎地方気象台・宮崎海上保安部・県警察本部・放送機関等】

防災関係機関は、所定の情報の伝達・連絡手段を整備点検し、沿岸市町村や船舶等への津波に関する情報の伝達の迅速化を図るとともに、夜間、休日における確実な津波に関する情報の伝達体制を整えておくものとする。

【福岡管区気象台（宮崎地方気象台）、九州地方整備局、港湾管理者等】

沖合を含む、より多くの地点における津波即時点の観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表するよう努めるものとする。

（参考）津波に関する情報の種類

宮崎地方気象台（気象庁）が通知する津波に関する情報の種類は次のとおりである。

・大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報

ア 大津波警報 → 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合

イ 津波警報 → 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合

ウ 津波注意報 → 予想される津波の高さは高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合

エ 津波予報 → 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合

オ 津波警報等の解除 → 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合

・津波情報

- ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
- ウ 津波観測に関する情報
- エ 沖合の津波観測に関する情報
- オ 津波に関するその他の情報

・地震解説資料

宮崎地方気象台は、津波予報区「宮崎県」に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や宮崎県内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を作成して、県及び防災関係機関に提供し、ホームページに公表する。

第2款 活動体制の整備（共通対策編）

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（共通対策編）

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第6款 避難収容体制の整備

共通対策編第2章第2節第8款及び地震災害対策編第2章第2節第8款によるほか、以下のとおりとする。

1 津波災害警戒区域の指定

【県】

県は、津波浸水想定（平成25年2月策定、令和7年8月改定）を踏まえ津波防災地域づくりに関する法律に基づき津波災害警戒区域を指定する。

【市町】

津波災害警戒区域の指定が行われた市町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき市町地域防災計画に次の事項を定めるものとする。

- ア 津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（ウに関する施設利用者の事項を含む）
- イ 避難施設、避難場所及び避難路、避難経路に関する事項
- ウ 社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「避難促進施設」という。）で、当該施設利用者の津波発生時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地
- エ 警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難態勢に関する事項

【避難促進施設】

上記ウの避難促進施設は、避難訓練、避難計画を作成し市町に報告し公表しなければならない。

2 津波避難計画等の策定

【市町】

(1) 津波避難計画の策定（津波避難計画策定指針）

沿岸市町は、県の定めた「津波災害警戒区域」や市町地域防災計画に定めた警戒避難体制に関する事項を踏まえ津波ハザードマップを作成する他、平成25年3月に消防庁から示された津波避難対策推進マニュアル検討会報告書を踏まえ、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容住民等への周知徹底を図るものとする。

なお、津波避難計画の策定に当っては、下記の事項に留意するものとし、これをもって、県における津波避難計画策定指針とする。

ア 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定するもので、平成25年2月県設定（令和7年8月更新）の「宮崎県津波浸水想定」を参考に設定するものとする。

イ 避難対象区域の指定

この区域は、津波が発生した場合に住民等の生命・身体に被害が予想されるため避難が必要な区域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる区域である。この区域は、平成25年2月に策定（令和7年8月更新）した「宮崎県津波浸水想定」を踏まえ、津波災害地域づくりに関する法律に基づき県が指定した津波災害警戒区域とする。

に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

ウ 避難困難地域の検討

予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいい、抽出にあたっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

エ 緊急避難場所等、避難路等の指定

住民等一人ひとりが緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、緊急避難場所等を指定するとともに、指定した緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。

オ 避難方法等

避難する場合の方法は、原則として徒歩とするが、地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、要配慮者等の円滑な避難が非常に困難であり、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないように、津波到達予測時間も考慮し、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討し、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難の確保に努めておく必要がある。

カ 初動体制（職員の参集等）

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

キ 避難誘導等に従事する者の安全の確保

消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など災害対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

ク 津波情報等の収集・伝達

気象庁から発表される大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。また、大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、県等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での津波の実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。これらの情報等を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）及び伝達方法（伝達手段、伝達要領等）を定めるにあたっては、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する必要がある。

ケ 避難指示の発令

報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けた場合や強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合などにおいて、避難指示を発令する基準を定める。

コ 全庁をあげた体制の構築

市町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業

務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

サ 平常時の津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、デジタル技術も活用しながら地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要である。

シ 避難訓練

津波避難訓練の実施にあたっては、デジタル技術も活用しながら地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させることが重要である。

ス その他の留意点（観光地等の利用者の誘導、避難行動要支援者避難誘導等）

観光客等地理・地形に不案内な利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておくものとする。また、場所に応じて案内板等により地形や津波に対する特徴を周知するものとする。

避難行動要支援者施設等は津波に対して安全な場所を確保するものとし、自主防災組織や地域住民等に、避難行動要支援者の避難誘導に対して協力をあらかじめ得るものとする。また、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民政児童委員等の多様な主体の協力を得ながら平常時より避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

2 避難場所等、避難路の確保

(1) 避難場所の確保の検討及び整備の推進

【市町】

市町は、夜間・中間の人口の分布及び道路等、地域の特性に応じた避難場所としての活用可能な場所を確保し、市町毎、各地域毎に避難の方法等を検討し、避難対策を講じておく。

(2) 指定緊急避難場所の確保

【市町】

市町は、津波から住民の生命を保護するため、様々な形態の避難場所を確保する。

ア 津波避難ビル

「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」に基づき、行政や民間が管理するビルについて、施設管理者と協議により津波避難ビルとしての指定を行う。

イ 高台

高台については、整地やフェンスの設置等を行い、避難場所としての整備を行う。

ウ 高層のビルや高台がなく、避難場所の確保が困難な地域は、平常時は公民館や歩道橋等として利用でき、災害時には避難場所として利用できる等の複合型の津波避難施設や津波避難タワー等の整備を行う。

【県】

県は、市町が行う避難場所の確保に関する助言を行うとともに、施設整備については、必要な財源が確保できるよう努める。

(3) 避難経路の確保及び整備の促進

【市町】

市町は、避難場所毎の避難経路の確保及び整備の促進を行う。

特に指定緊急避難所については、垂直避難となることから、高台等への経路については、住民の避難が安全かつ円滑に行われるようスロープや階段、手すり、夜間照明（太陽蓄電池式等の検

討)等の整備を行う。

また、市町は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

【県】

県は、市町が行う避難経路の確保に関する助言を行うとともに、各整備については、必要な財源が確保できるよう努める。

また、県は、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3 避難場所等の広報と周知

市町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所等や避難経路等を明示した津波ハザードマップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に津波ハザードマップなどの見直しとその充実を図るものとする。

(1) 避難場所等の広報

避難場所等の指定を行った市町は、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民が日常の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

4 交通対策

【各道路管理者及び県公安委員会】

各道路管理者は、必要に応じて津波浸水のおそれがある地域において、道路利用者の安全確保及び地域住民の迅速な避難活動を支援するため、あらかじめ当該地域における道路規制の実施方法や周知方法等について、広域的な整合性に配慮しつつ、関係する道路管理者及び交通管理者と調整の上、具体的な対応策を定めるものとする。また、当該地域において道路規制を行う計画を定めた場合は、あらかじめ県民へ周知するものとする。

なお、県公安委員会は、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急交通路を指定することができるが、この様な広域的な交通規制を実施するに当たっては、九州管区警察局及び隣接する県公安委員会等と緊密に連携の上、調整を図り、交通規制の整合性を図るものとする。

【宮崎海上保安部及び海事関係者】

- (1) 海事関係者は、情報伝達的手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な避難方法についてあらかじめ検討しておくなど、自らその避難計画を定めておくものとする。
- (2) 宮崎海上保安部は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等の場を通じて津波の危険性、津波来襲時の船舶の避難方法等について指導啓蒙を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導及びその交通整理に当たるものとする。

【大阪航空局宮崎空港事務所】

大阪航空局宮崎空港事務所は、津波が来襲する恐れがある場合、空港の運用制限の検討を行うなど、必要な安全確保対策についてあらかじめ講じておくものとする。

【JR九州株式会社】

走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行の停止や旅客や駅に滞在する者の避難誘導等の必要な安全確保対策について、あらかじめ講じておくものとする。

第7款 備蓄に対する基本的な考え方（共通対策編）

第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備（共通対策編）

第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備（共通対策編）

第10款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

共通対策編第2章第2節第12款によるほか、以下のとおりとする。

第1項 基本方針

近年の災害では、要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び津波災害警戒区域内にある「避難促進施設」の管理者は、津波災害から配慮を要する者を守るため、津波防災地域づくりに関する法律第60条に基づき、津波から確実に逃げることができるよう避難場所を確保するための避難施設について市町と連携しながら対応を行うとともに、に基づく対応を行うとともに、日頃より避難訓練の実施等に取り組むとともに、必要に応じ高台移転等も含め、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

第11款 二次災害防止体制の整備（地震災害対策編）

第12款 防災関係機関の防災訓練の実施（共通対策編）

第13款 災害復旧・復興への備え（共通対策編）

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

共通対策編第2章第3節第1款及び地震災害対策編第2章第3節第1款によるほか、以下のとおりとする。

1 津波に関する知識の普及

【県、市町村、防災関係機関】

県及び市町村等防災関係機関は、津波警戒に対する次の内容の普及を図る。

(1) 一般住民に対する内容

ア 津波警報、避難指示等の意味合い

イ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、高台などの安全な場所に急いで避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話（緊急速報メールを含む）、無線放送などを通じて入手する。

エ 地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

オ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除までは気をゆるめず、海浜部には近づかない。

(2) 船舶に対する内容

ア 津波対応に当たっては、中・大型船においては港外退避を基本、小型船は港外退避を行わないことが基本となり、船舶流出防止策は時間的余裕が十分有る場合に実施する。

- イ 地震発生後に避難を検討する暇は無いことが想定されるため、地震発生後に迅速な避難行動を取ることができるよう、船舶の避難を含めた事前の検討と準備を行う。
- ウ 地震による揺れを感じた場合は、揺れの大小にかかわらず、直ちに気象庁から発表される正しい情報を携帯ワンセグ、携帯ラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手し、津波注意報及び警報の有無を確認する。
- エ 地震を感知した場合に、津波の情報を入手することが困難な場合は、津波が来襲するものとして行動する。また、地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された場合は、基本的に各船の船長により、津波の予報を基に陸上避難又は港外避難について直ちに判断を行い、安全が確認されるまで措置を継続する。
- オ 中型船や大型船は、一時的な衣食住の確保が可能なことや、被災地から避難できる避難所的役割を併せ持つことから、陸上へ避難する余裕がない場合などは船舶への避難も検討する。

2 津波ハザードマップの整備

【市町】

津波による浸水が予想される地域について県が作成した浸水予測図等を基に、津波による浸水想定区域、避難場所、避難路、地盤標高、建物の高さを表示した津波ハザードマップの整備を行い、住民等に周知するものとし、その整備にあたっては、地域住民の参画を得るよう努めるものとする。

3 津波に対する防災訓練

【県・市町・防災関係機関】

市町等は津波による被害を防止するため、迅速かつ的確な情報のもとで避難活動が行えるよう、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の熟知を図るものとする。特に、津波については個人による自主避難行動が重要であることから、その啓蒙に努めるものとする。

(1) 住民の防災訓練等

津波による被害のおそれのある地域の住民については、日常から避難場所、避難経路を周知させるとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化を図るものとする。

(2) 教育施設での訓練等

ア 教育施設においては、日常の教育で避難場所や避難方法等の周知を図るとともに、津波発生時に適切な判断や行動選択ができるよう、必要に応じて地域住民や関係機関と連携しながら、定期的に防災訓練を行うものとする。

イ 野外活動中における津波発生に備え、避難場所や避難経路等の事前確認や事前指導、発生時における引率者の具体的な対応について周知徹底を図るものとする。

(3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

ア 医療施設等は、基本的に津波に対して安全な場所を確保するほか、施設並びに関係機関を含めた防災組織の組織化を図り、万一の場合に備えた避難訓練を行うものとする。

イ 県及び市町村は、高齢者、障害者等の安全確保のために、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得た避難訓練を行う。

(4) 船舶等の安全確保

宮崎海上保安部、県及び市町村等関係機関は、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速適切に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せ、あるいは独自に船舶等の避難訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓蒙に努める。

第2款 自主防災組織等の育成強化（共通対策編）

第3款 防災ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化（共通対策編）

第4款 地区防災計画の策定（共通対策編）

第5款 災害教訓の伝承（共通対策編）

第4節 地震・津波災害に関する調査及び観測等の推進（地震災害対策編）

第3章 津波災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置（共通対策編・地震災害対策編）

第2款 職員の参集及び動員

共通対策編第3章第1節第2款及び地震災害対策編第3章第1節のとおりとする。

第3款 市町村の活動体制の確立（共通対策編・地震災害対策編）

第4款 防災関係機関の活動体制の確立

共通対策編第3章第1節第4款によるほか、以下のとおりとする。

1 災害対策組織の確立

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行うほか、必要な資機材の点検、整備及び配備を行う。

なお、機関ごとの具体的な内容は、次のとおりとする。

【水道事業関係】

水道事業者は、住民の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損などによる二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

具体的な措置内容は、水道事業者が別に定める。

【電気事業関係】

九州電力株式会社等の電気事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための設備形成等に努めるとともに、公衆感電事故や電気火災を未然に防止するための措置等に関する広報を実施するものとする。

この他、災害応急活動の拠点等に対しての優先的な電力供給に努めるものとする。

具体的な措置内容は、電気事業者の管理者等が別に定める。

【ガス事業関係】

宮崎瓦斯株式会社等のガス事業者の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

具体的な措置内容は、ガス事業者の管理者等が別に定める。

【通信事業関係】

NTT西日本等の通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等とすべき措置を講ずる。

また、災害伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及及び使用方法についての広報に努めるものとする。

【放送事業関係】

(1) 各放送事業者は、放送が居住者や観光客等への正確かつ迅速な情報の伝達のために不可欠であることに鑑み、大きな揺れ又は長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波からの避難が必要な地域の居住者や観光客等に対し、津波警報等が発表される前であっても、津波への注意を喚起するよう努めるものとする。

(2) 各放送事業者は、県や市町村等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

(3) 各放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ必要な

要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1款 津波に関する情報の迅速な伝達等

共通対策編第3章第2節第1款及び地震災害対策編第3章第2節第1款によるほか、以下のとおりとする。

第1項 基本方針

地震や津波の被害を最小限にとどめるため国、県、市町村及び放送機関等は地震及び津波に関する情報を迅速かつ正確に沿岸住民や海水浴客、漁業・港湾関係者に伝達するものとする。このため特に夜間、休日の連絡体制を確立しておくものとする。

また、市町村等は、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という）が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合、速やかに的確な避難指示を行い、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定し、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけ、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

第2項 対策

1 津波警報等・津波予報・津波情報の伝達

津波警報等は日本の沿岸を66の津波予報区に分け、気象庁から発表される。

宮崎県沿岸は津波予報区「宮崎県」として発表され、宮崎地方気象台を経由し県、関係機関、市町村、住民へと伝達されることになる。

(1) 津波警報等・津波予報・津波情報の発表・解除とその基準

津波警報等・津波予報・津波情報の発表及び解除は、気象業務法に基づき、気象庁が行う。

津波警報等・津波予報・津波情報の種類及び発表基準等は次のとおりである。

ア 種類

(ア) 大津波警報：予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合

(イ) 津波警報： 予想される津波の高さが高いところで1m超え、3m以下の場合、

(ウ) 津波注意報：予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。

(エ) 津波予報：地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合。

(オ) 津波情報：津波警報等が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し非常事態であることを伝える。予想される津波の高さ「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地

震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と取るべき行動 |
|----------|--|----------------------------|------------|---|
| | | 数値での発表 (予想される津波の最大波の高さ) | 巨大地震の場合の発表 | |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m 超 (10m<予想高さ) | 巨大 | 巨大な津波が襲い木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 10m (5m<予想高さ≤10m) | | |
| | | 5m (3m<予想高さ≤5m) | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m (1m<予想高さ≤3m) | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1m (0.2m≤予想高さ≤1m) | (表記しない) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 |

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

○津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本

的には発令しない。

- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(イ) 津波情報

①津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

| 種 類 | 内 容 |
|----------------------------------|---|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (注) | 各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表 |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 |
| 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3) |
| 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4) |

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 内容 |
|-------------|------------|------------------------------|
| 大津波警報 | 1 m 超 | 数値で発表 |
| | 1 m 以下 | 「観測中」と発表 |
| 津波警報 | 0.2m 以上 | 数値で発表 |
| | 0.2m 未満 | 「観測中」と発表 |
| 津波注意報 | (すべての場合) | 数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現) |

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

| 発表中の津波警報等 | 沿岸で推定される津波の高さ | 発表内容 |
|-----------|---------------|--------------------------------|
| 大津波警報 | 3 m 超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 3 m 以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波警報 | 1 m 超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 1 m 以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波注意報 | (すべての場合) | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |

(注) 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

②津波情報の留意事項等

○津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

○各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

○津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

○沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(ウ) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

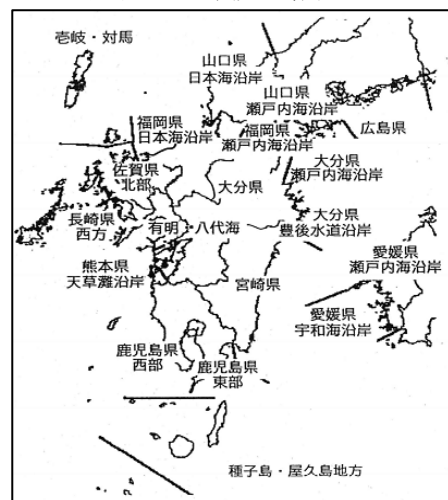
| 発表基準 | 発表内容 |
|--|--|
| 津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表) | 津波の心配なしの旨を発表 |
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 |
| 津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

(注) 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(2) 津波予報区

| 津波予報区 | 区域 |
|-------|-----|
| 宮崎県 | 宮崎県 |

<九州付近の津波予報区>

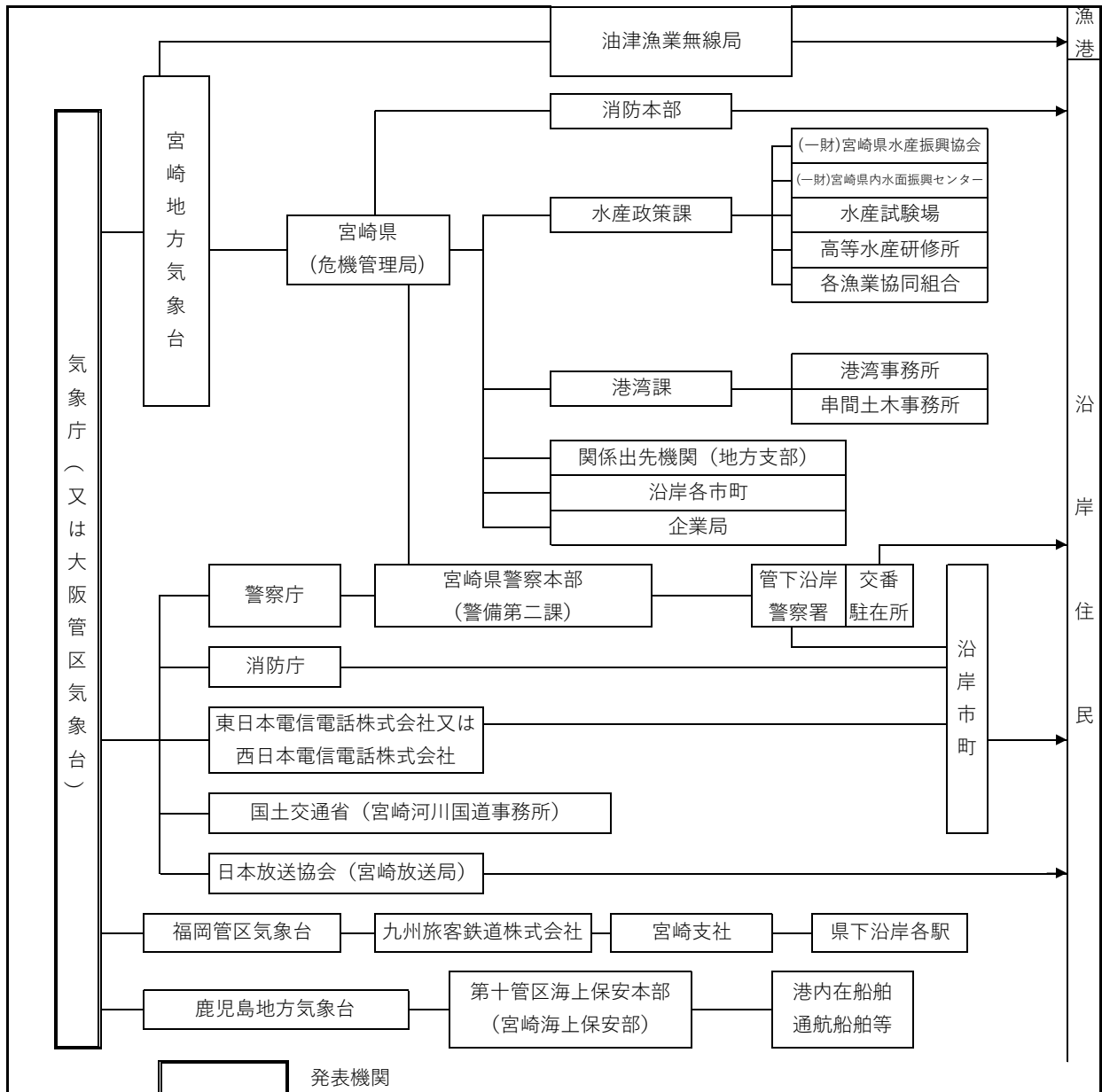


(3) 津波警報等・津波情報伝達組織による迅速な伝達

津波の警報・注意報は危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、関係機関は別表の津波警報等・津波情報伝達組織により可能な限り迅速かつ的確に津波警報等を伝達するものとする。

津波警報・注意報及び避難誘導等の情報は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

〈津波警報等・津波情報伝達組織〉



(注) 災害時及び通信障害時においては、県においても気象台に職員を派遣するなどの方法によって津波警報等の確保に努めるものとする。

【宮崎地方気象台】

ア 大津波警報・津波警報の伝達

気象庁が津波予報区「宮崎県」に津波警報等を発表した場合、宮崎地方気象台は直ちに宮崎県へ、気象庁機関は直ちに関係機関へ通知するものとする。

イ 津波情報の伝達

気象庁が津波情報を発表した場合、宮崎地方気象台は速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により宮崎県に伝達し、気象庁機関は速やかに関係機関へ伝達するものとする。

【県】

県は、県総合情報ネットワークの一斉指令（音声、データ、FAX）により沿岸市町村、県の関係出先機関等へ伝達し、注意を喚起するものとする。

また、津波警報発表時には、防災救急ヘリコプターにより沿岸に対し警戒広報を行うよう努めるものとする。

【県警察本部】

県警察本部（警備第二課、休日・勤務を要しない日及び執務時間外は総合当直）は他のすべての通信より優先し警察無線、警察電話、NTT加入電話等により海岸線市町村管轄署長に速報し、これを受理した署長は、関係市町村に伝達し、注意を喚起するものとする。また、津波警報発表時には、警察用航空機により沿岸に対し警戒広報を行うよう努めるものとする。

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、船舶用無線、ナブテックス、沿岸域情報提供システム（MICS）により津波に関する安全・緊急通報を行い船舶に対し周知するものとする。また、電話、FAX、電子メールにより海事関係者を通じて船舶に対し周知し、または、巡視船艇の拡声器等状況に応じた手段により、在港船舶に対し周知するものとする。

【放送機関】

放送機関はラジオにあっては番組間を利用し又は番組を中断し、テレビにあっては字幕又は番組を中断し、公衆に周知し、注意を喚起するものとする。

【通信事業者】

通信事業者は、他のすべての通信より優先し、携帯電話等を通じて配信されるエリアメール、緊急速報メールにより注意を喚起するものとする。（津波警報及び津波警報解除に限る。）


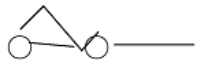

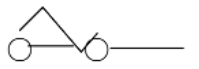

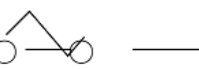

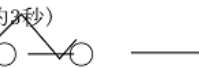
【沿岸市町村】

ア 沿岸市町村は、次の津波警報等の標識による鐘音、サイレンや広報車、防災行政無線等により住民及び所在の官公署へ速やかに周知し、必要に応じ避難指示を行うものとする。

また、津波は、地震発生から来襲まで時間的余裕がない場合があるので、関係機関からの伝達系統図のルートに関係なく最初に津波に関する情報に接したときは、直ちに住民に周知するなど臨機な措置を行うものとする。

なお、住民への伝達については災害時要援護者にも配慮した方法を工夫し、市町村防災計画に定めておくものとする。

津波警報等の標識

| 標識の種類 | 標 識 | |
|-------------------------|--|--|
| | 鐘 音 | サイレン音 |
| 津波注意報 標 識 | (3点と2点との斑打)  | (約10秒)  (約2秒) |
| 津波注意報 及び津波警報 解除標識 | (1点2個と2点との斑打)  | (約10秒) (約1分)  (約3秒) |
| 津波警報 標 識 | (2点)  | (約5秒)  (約6秒) |
| 大津波警報 標 識 | (連点)  | (約2秒)  (約2秒) (短声連 点) |

(注) 1. 鳴鐘または吹鳴の反復は、適宜とする。

イ 市町村等は、速やかな津波警報・注意報の伝達を行うため、市町村防災行政無線の整備に努めるものとする。

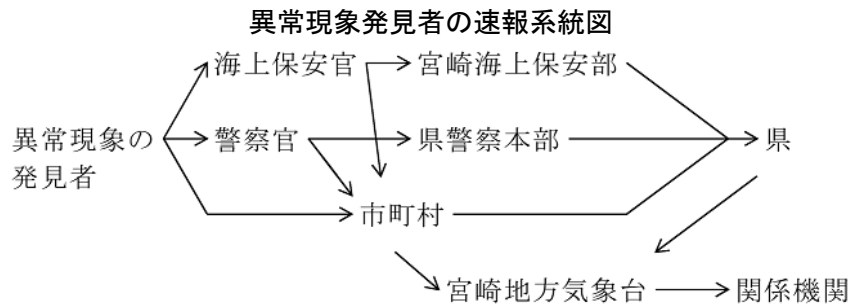
ウ 気象庁の警報事項を適時に受けることのできない場合の市町村長が、独自の観測（潮位の変化）等で津波警報を発した場合は、異常現象の発見体制にならって県を通じ宮崎地方気象台に通報するものとする。

2 津波潮位の監視

(1) 異常現象を発見した者の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、市町村長、警察官、海上保安官のうち通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、市町村長がこれを受けた場合は県知事（危機管理局）及び宮崎地方気象台へ、警察官、海上保安官がこれを受けた場合は市町村長及び知事へ速やかに通報するものとし、知事は速やかに宮崎地方気象台に通報し、地震及び津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼する。



(2) 高台等からの監視

沿岸市町村においては、潮位監視のために職員を海岸近くに配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行うものとする。

3 沿岸住民、釣り人、海水浴客等の避難誘導

津波による被害を最小限にするためには、一刻も早い避難が決め手となるので、関係機関は速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

(1) 沿岸住民等への避難指示等の実施

沿岸市町村は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表された場合や強い地震（震度4以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い期間ゆっくりとした揺れを感じたときは、市町村長自らの判断で、海浜にある者（その沖合にある者を含む。以下同じ。）に対し、直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示をするものとする。また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸及び河川河口部付近の住民等に対し避難するよう指示するものとする。

市町村長が必要と認める場合は、避難指示について放送機関に放送要請し行うものとする。この場合、原則として県を通じてこれを行うものとする。

(2) 速やかな避難誘導の実施

沿岸市町村は、海浜にある者及び海岸付近の住民に避難するよう指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織により速やかに避難誘導を行うものとする。

また、海岸付近の住民等は、津波警報が発表された場合や震度4以上の地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、あらかじめ指定された避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や老人の避難を互いに協力して行うものとするとともに状況に応じて津波フラッグ等により、聴覚障がい者や海水浴客の避難誘導を行うものとする。

なお、海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難すること。

(参考) 津波避難指示文例

[防災行政無線]

こちらは、〇〇〇市(町)役所です。

(〇〇〇市(町)の災害対策本部です。)

ただいま、〇〇〇で大きな地震がありました。

〇〇地区の住民の皆さんは、津波の危険がありますので、直ちに〇〇〇へ(高台など安全な場所に)避難してください。

(繰り返し放送)

[広報車]

こちらは、〇〇〇市(町)広報車です。

(こちらは、〇〇〇市(町)の災害対策本部の広報車です。)

〇〇時〇〇分、〇〇地区に津波警報が出されました。

〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに〇〇〇へ(高台など安全な場所に)避難してください。

(繰り返し放送)

[放送機関への放送要請を行う場合]

| 放送申込書 | | | | | | | |
|--|--|---------------|-----------------|--------|---------|--------|---------|
| 放送要請の理由 | 津波警報発表に伴い〇〇市長から避難勧告の放送要請があった。 | | | | | | |
| 放送事項 | <p>津波警報が発表されたことに伴い、〇〇時〇〇分に〇〇市長から同市の次の地区の住民へ避難勧告が出されました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名 (ふりがな)</th> <th>避難場所名 (ふりがな)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇〇地区</td> <td>〇〇〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇地区</td> <td>〇〇〇〇公民館</td> </tr> </tbody> </table> <p>速やかに避難をお願いいたします。</p> | 地区名 (ふりがな) | 避難場所名 (ふりがな) | 〇〇〇〇地区 | 〇〇〇〇小学校 | 〇〇〇〇地区 | 〇〇〇〇公民館 |
| 地区名 (ふりがな) | 避難場所名 (ふりがな) | | | | | | |
| 〇〇〇〇地区 | 〇〇〇〇小学校 | | | | | | |
| 〇〇〇〇地区 | 〇〇〇〇公民館 | | | | | | |
| その他必要な事項 | 文字及びアナウンスにより放送願います。 | | | | | | |
| <p>平成 年 月 日 (放送機関) 様</p> <p style="text-align: center;">宮崎県危機管理課長 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> | | | | | | | |

注) 市町村長から県知事に対し放送要請を依頼する場合は、これに準ずる。

第2款 通信手段の確保(共通対策編)

第3節 広域応援活動(共通対策編)

第4節 救助・救急及び消火活動(共通対策編)

第5節 医療救護活動(共通対策編)

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針（共通対策編）

第2款 陸上輸送体制の確立

共通対策編第3章第6節第2款及び地震災害対策編第3章第6節第2款によるほか、以下のとおりとする。

1 鉄道の応急復旧

(1) JR九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)】

ア 応急措置の実施

(ア) 初動措置

a 津波警報・注意報が発表されたときは、あらかじめ定められた区間にある駅、保守現場長及び主要駅に連絡される。

(a) 津波注意報の場合

指定された現場長は、駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。状況に応じ列車の運転を見合わせる手配をとる。又、留置車両の安全地帯への引き上げ、移動の計画を検討する。

(b) 津波警報の場合

指定された現場長は、対策本部と協議し駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。指令員等は対策本部と協議し、津波の到達時分を勘案し列車の運転を見合わせる。又、その区間にある列車は、安全地帯に移動する手配をするとともに、留置車両等は安全地帯に移動する手配を取る。

(c) 大津波警報の場合

指定された現場長は、対策本部と協議し駅周辺及び指定区間を巡回し状況報告を行う。無人駅に入る旅客に対し「大津波警報が発表された」旨を伝える。指令員等は対策本部と協議し津波の到達時分を勘案し列車の運転を見合わせる。又、その区間にある列車は、安全地帯に移動する手配をするとともに、留置車両等は安全地帯に移動する手配を取る。

(d) 列車の運転見合を解除する場合

列車の運転見合せの解除は、气象台及び県危機管理局からの情報により、支社対策本部において協議・決定する。

b 津波の来襲の恐れがある場合の旅客や駅に滞在する者の避難誘導

第3款 海上輸送体制の確立（共通対策編）

第4款 航空輸送体制の確立

共通対策編第3章第6節第4款によるほか、以下のとおりとする。

1 飛行情報の提供と緊急用航空輸送の確保

(1) 宮崎空港における措置

【大阪航空局宮崎空港事務所】

ア 津波の来襲の恐れがある場合の空港の運用制限の検討を行う。

イ 近地で発生した地震により大津波警報（特別警報）が発表された場合、航空機の安全運行確保に必要な措置を講じた後、空港を閉鎖する。

第7節 燃料の確保（共通対策編）

第8節 電力・ガスの臨時供給活動（共通対策編）

第9節 避難収容活動（共通対策編）

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動（共通対策編）

第11節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動（共通対策編）

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動（共通対策編）

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動（共通対策編）

第14節 公共施設等の応急復旧活動（共通対策編）

第15節 ライフライン施設の応急復旧（共通対策編）

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動（共通対策編）

第17節 二次災害の防止活動（地震災害対策編）

第18節 海上災害の応急・復旧対策（地震災害対策編）

第19節 自発的支援の受入れ（共通対策編）

第20節 災害救助法の適用（共通対策編）

第21節 文教対策（共通対策編）

第22節 農林水産関係対策（地震災害対策編）

第23節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応（地震災害対策編）

第4章 津波災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（共通対策編）

第2節 迅速な現状復旧の進め方（共通対策編）

第3節 計画的復興の進め方（共通対策編）

第4節 被災者の生活再建等の支援（共通対策編）

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援（共通対策編）